

# DC運営管理機関の評価に関する 通知について

2018年7月

日本生命保険相互会社

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。  
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。

◇2018. 7. 27 日本生命保険相互会社 団体年金コンサルティングG 発行(日本-年基-201807-170-0269-D)

○ DC改正法には、事業主による「運営管理機関の評価・検討の努力義務化」が盛り込まれました。

## DC改正法の内容

※改正内容のうち、重要なものについて朱書しております。

|  | 改正前   | 改正後   |
|--|---|---|
| 運営管理機関の評価<br>・検討の努力義務化<br><br>【施行日】<br>公布の日から<br>2年以内で<br>政令で定める日<br>(2018年5月1日) | ・運営管理機関の変更の実例は少なく、よりサービスの良い運営管理機関があっても、事業主側の事情により変更を行わない例もある。 | ・運営管理機関間の競争を促し、加入者の利益を確保するため、次の内容を努力義務化。<br><br>—委託する運営管理機関を <b>少なくとも5年ごと</b> に評価・検討<br>—必要に応じて、運営管理機関を変更 |

## パブコメにより新たに判明

DC改正法に示された「少なくとも5年ごと」の考え方については、今回の通知の改正に伴うパブリックコメント手続き(2018年5月21日開始、7月24日結果公表)において、厚労省の「考え方」が、以下のとおり示されました。

- ✓ 「5年」の起算点は、2018年5月1日(DC改正法の施行日)。施行日より後に企業型確定拠出年金を開始する事業主は、制度開始日から5年以内に評価を行うよう努める必要がある。

○ 2018年5月21日からのパブリックコメント手続きを経て、今回(7月24日)通知「確定拠出年金制度について」が改正され、運営管理機関の評価・検討の詳細な基準が示されました。(同日施行)

・事業主の行為準則(忠実義務)の内容として、新たに運営管理機関を選任する際の評価項目が追加されました。

※改正内容のうち、重要なものについて朱書しております。  
 ※パブコメより文言変更があった箇所について下線にて示しております。

＜事業主の行為準則 (1)＞

|  | 改正前   | 改正後   |
|--|---|---|
| <p>忠実義務の内容</p> <p>—運営管理機関<br/>選任時の観点</p> <div data-bbox="45 1036 306 1172" style="background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【施行日】<br/>2018年7月24日</p> </div> | <p>・運営管理機関、及び資産管理機関選任時の評価項目は以下のとおり。<br/>(いずれももっぱら加入者等の利益の観点から選任される)</p> <p>①運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準<br/>②業務・サービス内容<br/>③手数料の額</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>※特に、事業主が綿密な資本関係、取引関係、または人的関係がある運営管理機関、資産管理機関を選任する場合、以上①～③について適正な評価を行った結果合理的な理由がある場合に限られる。</p> | <p>・運営管理機関、及び資産管理機関選任時の評価項目は以下のとおり。<br/>(いずれももっぱら<u>加入者等の利益のみ</u>を考慮して選任される)</p> <p>①運営管理業務や資産管理業務の専門的能力の水準<br/><b>②提示されることが見込まれる運用の方法</b><br/>③業務・サービス内容<br/>④手数料の額</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>※特に、事業主が綿密な資本関係、取引関係、または人的関係がある運営管理機関、資産管理機関を選任する場合、以上①～④について適正な評価を行った結果合理的な理由がある場合に限られる。</p> |

- ・事業主の行為準則(忠実義務)の内容として、委託先運営管理機関の業務の確認の努力義務が定められました。

<事業主の行為準則 (2)>

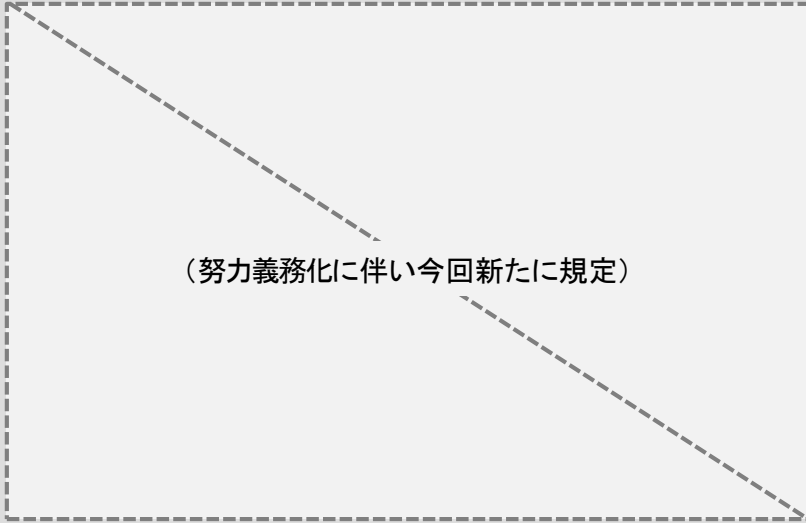
※改正内容のうち、重要なものについて朱書しております。  
 ※パブコメより文言変更があった箇所について下線にて示しております。

|   | 改正前                      | 改正後   |
|---|--------------------------|---|
| <p><b>忠実義務の内容</b></p> <p>ー (特定の場合における) 委託先運営管理機関の業務の確認</p> <p><b>【施行日】</b><br/>2018年7月24日</p> | <p>(努力義務化に伴い今回新たに規定)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主は、委託している運営関連業務のうち、<b>特に運用関連業務がもつぱら加入者等の利益のみを考慮して適切に行われているか</b>を確認するよう努める必要がある。</li> <li>・事業主は、<u>少なくとも</u>下記の場合において運営管理機関から<u>合理的な説明</u>を受けるよう努めること。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 提示された商品群の全て(または多く)が1金融グループに属するものであった場合、それがもつぱら<u>加入者等の利益のみを考慮したものである</u>といえるか</li> <li>イ 提示された商品が他の同種の商品よりも劣っている(運用成績、利回り、安全性、手数料等)場合に、それがもつぱら<u>加入者等の利益のみを考慮したものである</u>といえるか</li> <li>ウ 商品の手数料について詳細が開示されていない、または開示されているが加入者にとって一覧性がない、もしくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているか</li> <li>エ 運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもつぱら<u>加入者等の利益のみを考慮したものである</u>といえるか</li> </ul> </li> </ul> |

- ・改正DC法にて「少なくとも5年ごとの運営管理業務の評価などの実施に努めること」とされた、委託先運営管理機関の定期的な評価の方法について、詳細が示されました。

＜委託先運営管理機関の定期的な評価の方法（1）＞

※改正内容のうち、重要なものについて朱書しております。  
 ※パプコメより文言変更があった箇所について下線にて示しております。

|  | 改正前  | 改正後  |
|--|--|--|
| <p>事業主による運営管理機関の定期的な評価の考え方</p> <p>【施行日】<br/>2018年7月24日</p> |  <p>(努力義務化に伴い今回新たに規定)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度発足時点で評価した運営管理機関の体制や運用の方法がその時点で望ましいものであったとしても、期間の経過により、必ずしもそうでない体制や商品になることがありうる。こうした点を制度の実施主体として、自身で点検・確認し、運営管理機関との対話等を通じて、改善していくことが必要である。</li> <li>・このため、事業主は、制度導入後も法第7条第4項に基づき、<u>少なくとも5年ごとに、運営管理機関の運営管理業務の遂行状況について評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></li> </ul> |

<委託先運営管理機関の定期的な評価の方法 (2)>

※改正内容のうち、重要なものについて朱書きしております。  
 ※パブコメより文言変更があった箇所について下線にて示しております。

|   | 改正前                      | 改正後  |
|---|--------------------------|--|
| <p>具体的な評価項目</p> <p>【施行日】<br/>2018年7月24日</p> | <p>(努力義務化に伴い今回新たに規定)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検すべき項目や手法は、その企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育の充実度等により、それぞれの事業主において異なると考えられるが、<b>少なくとも以下の事項について報告を受け、運営管理業務の遂行状況について評価を行い、当該報告内容及び評価の内容を加入者等に対して開示することが望ましい。</b></li> <li>①運用の方法に関するP3(ア～エ)の事項</li> <li>②運営管理機関による<u>運用の方法</u>のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む)、またその報告があったか</li> <li>③加入者等への情報提供がわかりやすく行われているか(例: コールセンターや加入者ウェブの運営状況)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、<b>運営管理業務の運営体制、運営管理機関の信用及び財産の状況等も評価項目とすることが考えられる。</b></li> <li>・なお、上記項目以外であっても、<b>運営管理機関から運営管理業務に付随して提供を受けているサービス(例: 投資教育を委託している場合の投資教育の内容や方法等)</b>で点検すべき項目があれば、当該項目についても評価することが望ましい。</li> </ul> |

- ・今回の通知では、資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)において、事業主が努めるべき事項(投資教育を行う時期等)についても併せて示されています。

<資産の運用に関する情報提供(いわゆる投資教育)に関する事項>

※改正内容のうち、重要なものについて朱書きしております。

|  | 改正前  | 改正後   |
|--|--|---|
| <p>投資教育の基本的な考え方</p> <p>【施行日】<br/>2019年7月1日</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を図るための年金制度として国民に受け入れられ、定着していくためには、何よりも増して加入者等が適切な資産運用を行うことができるだけの情報・知識を有していることが重要である。このため、事業主等においては、制度への加入時はもちろん、加入後においても、継続的に、個々の加入者等の知識水準やニーズ等も踏まえつつ、加入者等が十分理解できるよう、必要かつ適切な投資教育を行わなければならない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を図るための年金制度として国民に受け入れられ、定着していくためには、何よりも増して加入者等が適切な資産運用を行うことができるだけの情報・知識を有していることが重要である。<br/><b>また、確定拠出年金制度の老齢給付金の受給時期等、制度に関する情報・知識を有していることも重要となる。</b><br/>このため、事業主等においては、制度への加入時はもちろん、加入後においても、継続的に、個々の加入者等の知識水準やニーズ等も踏まえつつ、加入者等が十分理解できるよう、必要かつ適切な投資教育を行わなければならない。</li> <li>・投資教育を行う事業主等は、上記の趣旨に鑑み、<b>運用の指図を行うことが想定される加入者等となる時点において</b>投資教育がなされているよう努めること。</li> </ul> |